

松戸市教育委員会会議録

令和3年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和3年3月定例会

開 会	令和3年3月11日 (木) 午後2時	閉 会	令和3年3月11日 (木) 午後4時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和3年3月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	学校教育部 審議監	大淵 俊介	23		
4	教育企画課 課長	菊地 治秀	24		
5	” 専門監	川野 康仁	25		
6	” 課長補佐	大西 真	26		
7	” 課長補佐	渡辺 貴生	27		
8	” 主幹	永淵 智幸	28		
9	” 主査	武田 茂	29		
10	” 主任主事	島村 仁美	30		
11	” 主事	金子 悟	31		
12	社会教育課 課長	瀬谷 眞一	32		
13	” 主幹	関山 純也	33		
14	” 主査	木村 勉	34		
15	学務課 課長	近松 真哉	35		
16	” 課長補佐	西田 大助	36		
17	指導課 課長	吉野 桂子	37		
18	” 課長補佐	藤中 孝一	38		
19			39		
20			40		

令和3年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和3年3月11日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和3年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第46号

松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について

(博物館)

② 議案第47号

松戸市教育功労者の表彰について

(博物館)

③ 議案第48号

松戸市指定文化財の指定について

(社会教育課)

④ 議案第49号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する
規則の制定について

(教育企画課)

⑤ 議案第50号

松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の
一部を改正する訓令の制定について

(教育企画課)

⑥ 議案第51号

松戸市教育功労者の表彰について

(学務課)

⑦ 議案第52号

いじめ防止対策委員会からの答申に基づく市長への報告について

(指導課)

(2) 報告等

① 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。

今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたします。傍聴の方は、既に別室に入室されています。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

なお、今日の教育委員会会議の最中、途中ですが、東日本大震災10年の弔意表明ということで、庁内放送が流れましたら私たちも、そして傍聴人の方々も皆さん一緒にご起立の上、黙祷をささげたいと思いますので、ご協力のほうをよろしくお願いします。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和3年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。

伊藤委員 はい。

教育長 よろしくお願いします。

◎報 告

教育長 議事に入る前に、ご報告をさせていただきます。

山田委員がこの3月24日をもって任期満了となります。山田委員には、平成21年から4期、12年間教育委員を務めていただきました。元教育委員長、關さんの頃から松戸市の教育委員会のいろんな議論というのは、何度か申し上げたと思いますけれども、ほかの自治体に比べると本当にいろんなご意見を伺いながら、活発な場となっているというふうに私は思います。そのリーダーとしてのいろんな手法を見事に受け継がれて、教育委員会会議のいろんな場に山田委員さんのお力というものは発揮されたというふうに思います。

いろいろな場でその手腕は期待されているお方ですので、松戸市あるいは松戸市のみならずなのかもしれませんが、今後のいろいろなご活躍も期待しなければならないので、残念ながら今期でというふうに思っております。今後もぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

では、山田委員からご挨拶を一言お願いいたします。

山田委員 せっかくお時間をいただきましたので、一言、思う、感じることを述べさせていただきます。

12年前、この教育委員会、大変重厚な布陣でございました。その一員に加えていただきました。青山学院大学、今お話ありました關英昭先生、松戸の健康体操の草分けでありました瀧田泰子先生、産婦人科医の八田賢明先生、校長をご歴任されました川村絹慧先生といらっしゃいました。いろいろありましたけれども、亡き八田先生の故郷の小樽市を訪ねたことがございます。みんなで訪ねまして現地の教育委員会と意見交換をして、また、行ったメンバーで食事をしたりお酒を飲みながら本当にいろんな話をした。そして、八田先生が医学を志されたこと。若い頃にいじめに遭ったり、いろんなことを乗り越えてそこに至ったと。そんな半生をたどったことができたということも、今となっては大変よい思い出であります。

レイマンコントロールという初めて聞く言葉を教育委員会で学びました。素人で構成する委員会が教育行政を担うのだということでもあります。今お話いただきましたように、松戸は意見も質問も活発であると私も自負はしますが、そういった意味でまだ道は半ばなのかなというふうに感じております。コロナの対応に伴ういろんな社会事象を見ましても、前例がどうだとか既存の枠組みがどうだとかいうことじゃなくて、科学的なあるいは住民としての素直な意見とか感覚とかっていったものを求められているということにおいては、レイマンコントロールをこれからますますやらなければならないのではないかなというふうに思います。

教育行政のプロである教育長に、教育委員はそれぞれの持ち味を持って臆さず、たゆまずにお届けをするということをやっていかなければならない、役割を果たしていかなければならない。私の場合は子育てをする市民の一員としてという位置づけでありましたけれども、同時に司法書士でありPTAの経験者であり、青年会議所の出身というようなこと。その中で気づくこと、誰かに言うべきことは発言するということに取り組んできたつもりであります。子どもももう7歳だったのが19歳になりました。子育てが終わりに近づいておりますし、素人がだんだん素人でなくなるという、だんだん新鮮なこと、思ったことがもしかしたら

表現できなくなっているのかもしれませんが。

世の中、組織は変わることによってどんどん活性化していくものだと思います。50万都市でありますから質量ともに大変な教育委員会でありますけれども、市民のみんなで作って行くということを皆さんと話してまいりました。私も今後は教育委員会の会議の議事録を読むことを楽しみにいたしましてこの場を去りますけれども、これから自分で楽しく環境をつくっていくということで、教育に取り組む一員となっていきたいと。あわよくば僅かでも地域の一部を照らす、ともしびをともしることができればというふうに思っております。

教育委員の皆様はもちろん教育長をはじめ職員の皆様、そして、傍聴してくださっている市民の皆様に心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

あ、そうだ、すみません。花束があるんです。

山田委員 いや、そんな、これから会議が。

(山田委員へ花束贈呈)

教育長 すみませんでした。それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件、報告等1件となっておりますが、議案第53号「令和2年度末松戸市立小中学校長の人事異動について」、議案第54号「令和2年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を提出させていただきたいと思っております。これを日程に追加の上、議事に追加してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第53号及び議案第54号並びに報告第6号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第53号及び議案第54号並びに報告第6号を日程に追加の上、議題に追加することに決定いたしました。

このうち、議案第52号は個人情報に関わる案件となります。また、議案第53号及び議案第

54号並びに報告第6号は、人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第52号から議案第54号並びに報告第6号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第52号から議案第54号並びに報告第6号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第52号から議案第54号並びに報告第6号を秘密会にて審議することとなりました。

そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第46号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第46号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

博物館次長。

博物館次長 博物館次長、堤でございます。よろしくお願いたします。

議案第46号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本案は、松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の任期が令和3年3月31日をもちま

して満了となりますので、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき、新任2名、再任3名の計5名を委嘱するものでございます。

現在、5名の資料選定評価委員のうち、写真史の分野の金子隆一委員及び歴史分野の専門である松尾美恵子委員の2名が本年3月末をもって退任されることから、新任といたしまして歴史専門分野の識見を有する方として渡辺尚志氏、また、写真史の専門分野の識見を有する方として岡塚章子氏の2名を新たに委嘱するものでございます。

任期につきましては、松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年でございます。

以上、ご説明といたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第46号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。新任の先生お2人方ということでございます。専門についてもご紹介ありました。

市場委員、どうぞ。

市場委員 市場です。

新しい方々の年齢などを教えていただけますでしょうか。

博物館次長 渡辺先生は63歳、岡塚委員は57歳でございます。

市場委員 ありがとうございます。

もともとの方がたしか70歳前後であったと思いますので、少し若返りを図れたというようなことじゃないかなと思っています。ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 なければ、博物館というところで役割というんでしょうか、展示するだけじゃなくて所蔵するというところ、保存するというところに非常大きな意味があると伺っております。そういったところで力を発揮していただいて、やっぱり博物館の奥行きといいますか、これから展示スペースがどうなっていくかということも含めまして、その資料をしっかりと選定、評価していただくということをご期待申し上げたいと思います。

ほか、ご意見よろしいですかね。ないようでしたら、それではこれもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第47号

教育長職務代理者 次に、議案第47号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

博物館次長 続きまして、議案第47号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

本案は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、別紙の推薦者名簿に記載のある2名に感謝状を贈呈するものでございます。提案理由といたしましては、先ほど審議いただきました松戸市立博物館等資料選定評価委員会の委員として、多大なる功績に感謝の意を表するものでございます。対象者は2名、長年にわたり松戸市立博物館及び松戸市戸定歴史館における歴史資料の適正かつ円滑な収集にご尽力をいただいた方でございます。

経歴等につきましては次ページに記載させている推薦書のとおりでございます。

以上、ご説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第47号については、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

さて先ほどとの関連もありますが、7年といたら24年間。24年と6か月という期間、金子先生にはご尽力いただいたということです。特に意見を申し上げられるところでもないということでの、特にお手が挙がらないのかなというふうには思いますけれども、よろしいですかね。先ほども申し上げましたけれども、図書館もそうですけれども、博物館といったところで後世に伝えるというのは視点を長く持った、そういう知見を出していただけて初めてできることで、いや、これが評価されるのはいつかということも含めて、思いを致していた

だいたんだらうと思っております。長年のご労苦には感謝を申し上げたいということで表彰でございます。いいですかね。私がだらだらとしゃべっても手が挙がらないということは、本当はないということで。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第47号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第48号

教育長職務代理者 次に、議案第48号「松戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。入れ替わりで。

社会教育課長。

社会教育課長 よろしく申し上げます。社会教育課でございます。

議案第48号「松戸市指定文化財の指定について」ご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、市の区域内に存在する文化財のうち、重要なものを松戸市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図るためのものがございます。

さて、本件は昨年10月8日開催の教育委員会会議におきまして、松戸市文化財審議会の諮問を議決いただきました。小金牧五香六実野馬除土手について、昨年10月26日及び本年2月19日に文化財審議会を開催し、審議の結果、議案書8ページにありますように適当と認められるとの答申を文化財審議会よりいただいております。

文化財審議会からの答申の具体的な内容は9ページ以降、松戸市指定文化財調書のとおりでございますが、概要を申し上げますと、小金牧五香六実野馬除土手は近世初頭から江戸幕府が下総台地に直轄の牧として設置した小金牧にある野馬、これは野生の馬である野馬や牧内に生息していた鹿、イノシシなどが牧から逃げ出して周辺の畑や村の民家を荒らすことを防ぐとともに、野犬などの害獣の侵入を防ぐことなどを目的に築かれたものがございます。

当該土手は、野馬除土手が明治時代に小金牧が廃止された後ほとんどが破壊された中で、

現在にわたり比較的良好な状態で保存されており、土塁状の遺構としてかつての小金牧の姿を今に伝える点で貴重な歴史的遺産として価値が高いことから、文化財として指定することが適当であるとの判断がなされたものでございます。

こうしたことから松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市指定文化財の指定についてお諮りするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第48号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

地図等もついておまして、大体土地がどういう場所にあるかというのは、前回は資料で見えらっしゃるかもしれませんが。イメージができるでしょうか。今は現存するということ自体が非常に貴重であろうということではありますが、これ長さ220メートルでしたっけ。指定範囲220メートル、幅13.5メートルということですけども、かなり広範囲ですけども、そういった昔に思いをはせながらそういうものがあったということ、これも指定することによって後世に伝えていくということかなと思いますが。松戸市……

あ、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 前回議論されたので大体ご説明は伺っているんですけども、今回の文化財の指定に伴って、対象が非常に広い範囲のものだと思いますので、市として何か保存のために手を加えられるとか、あるいは何か標識を設置されるような考えはおありなんですか。

社会教育課長 今回ここで指定していただければ、ほかの指定文化財も同様ですが、説明板などを設置して、その場所でまずどういうものかということの説明はさせていただきます。そのほかホームページなどでも指定文化財としての紹介、また、場合によりましては文化財巡りなどもやっておりますので、そういうところでまた新しい指定文化財ということで、巡る場所の一つとするなどということが考えられるかと思います。

以上です。

伊藤委員 ありがとうございます。

それから、もう一点だけ。前回ちょっとお聞きしたかもしれませんが、こういう野馬除は松戸市内にいくつかあるはずなんですけれども、これが非常に保存状態がよいということで今回指定の対象になったと思うんですが、この後ほかの野馬除についても何か指定の考えがおありなのか、あるいは今回のもの以外はやっとやはりもう指定の対象にはならないとい

うことなのか。その辺はどうでしょうか。

社会教育課長 市内で野馬除土手、確認できるのが今11か所ほどございます。ただ、ほとんどがやはり状態がよいものではございません。今回指定していただきたいという場所のほかにもう1か所、保存状態が比較的よろしい場所はあるのですが、民間の方のものということなどで、今後その点につきましては、所有者との協議によって考えるということになるかと思えます。

以上です。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

先ほど伊藤委員が質問されたところに重なるかもしれないんですが、これは意見として、ホームページ等で文化財が紹介されているということがあったのですが、そういうことが指定されたタイミングで市民の方にもっと分かるような発信の仕方をぜひしていただけたらなと思ってお話を聞いておりました。

野馬除土手という言葉など、初めて知ったのもありますし、今コロナ禍における文化財を回るツアーなどは、開催が難しくなっていると思います。YouTubeの活用や他にも学校の近隣であれば、学校便りなどに文化財が近くにありますがということをご紹介していただいたり、近くの文化、近くの歴史というのに触れていくことというのが、これからニーズとしてあり、なかなか遠方に行って勉強することや、遠方に行って学ぶという部分で、近くの小学校に授業で見学に行ってみるという提案として活用をされることが文化財を後世に残すための行為になっていくと思ってお話を伺っておりました。文化財に指定されたということも大人の市民が全く知らない部分もたくさんありながら、市場委員が医師会で行っているまちっこプロジェクトのように、子どもから大人、親へ、チャイルド・ツアー・ペアレントの考え方で、子どもが学校で勉強したところを親が知っていくような、そんな文化財に触れる学びをできるということも、大切だったりすると思いますので、ぜひそのようなご検討をしていただけたらと思います。意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 これとは直接関係ないんですけども、せんだってこの野馬除土手の展覧会ござい

ましたよね。あのときに模型等あったと思うんですけれども、常設の博物館展示のほうにはもともとはそういったものはなかったと思うんですけれども、あのときの模型とかはもうこの指定に併せて上の展示の中で活用するような動きってというのは起こるのかどうか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

社会教育課長 今のご質問の中の企画展というのは多分御鹿狩の、博物館のそのことかと思うのですが、御鹿狩自体は牧の中で行われたかと思うのですが、今回の指定については直接そんな関係するものではないですけれども、ただ、博物館の関わりでいいますと結局野馬を放しているだけじゃなくて、それを捕まえるということも行いますので、当時幕府のほうでやっていたので、その様子が描かれている絵のレプリカが博物館のほうで、すみません、はっきりしなくて申し訳ないですが、今、展示されているかと思えます。本物につきましては福昌寺というお寺、私どものほうのやはり指定文化財もあるのですが、そのレプリカが今、博物館のほうで常設展示されているかと思えます。

以上です。

武田委員 すみません、ちょっと記憶が混濁していて失礼いたしました。でも、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。文化財の指定の議案です。このように答申されております。特にご質問等ないですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第49号

教育長職務代理者 続いて、議案第49号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画課長の菊地でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明をいたします。

この議案第49号では、この規則及び管理規則の一部の改正ということで、本議案の趣旨及び概要についてからご説明をさせていただきます。

まず、先月の教育委員会議におきまして、令和3年度の教育施策基本方針をご了承いただいたところでございます。その中で学校教育環境の整備、充実におきまして相談体制の強化といじめの未然防止、早期発見の環境を整えていきますということが挙げられていたかと存じます。こちらを受けまして特にいじめ問題等への対応といたしまして、児童生徒指導対策室を新たに新設、設置するものでございます。

次に、教育財務課と教育施設課の2課におきまして、学校施設や学校予算に特化した事業内容が多く、各学校との連携等の強化ということをにらみまして、この2課を生涯学習部から学校教育部へ移管するものでございます。

それでは、本議案の内容について説明させていただきます。

19ページ、改正前、改正後の対照表をご覧ください。まず、事務局設置及び組織に関する規則の改正すべき条項、内容については、第3条の表を対照表に示したとおりに変更するものでございます。理由といたしましては教育財務課、教育施設課が令和3年度の組織再編により生涯学習部から学校教育部へ移管すること。学校教育部指導課に児童生徒指導対策室が設置されること及び生涯推進課の事務概目については、事務事業を整理したことに伴うものにより改正となります。

また、教育委員会公印規則につきましても、教育財務課が令和3年度の組織再編により生涯学習部から学校教育部へ移管によるものでございます。

最後に、公民館管理規則につきましても、公民館運営審議会の庶務を本課であります生涯学習推進課にて処理を行うことから、変更するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第49号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

ご説明のとおりなんです、中に3つの規則の改正が含まれているということです。事務

局設置及び組織に関する規則。ここで各課の何ていうんですか、所属といいますか位置づけが変わったことと公印規則、それから公民館管理規則ということで、これは付随的にご理解いただけるものだろうというふうに思います。主なのは一番最初の事務局設置及び組織に関する規則というところの改正です。教育財務と施設が学校教育に主に関係するところが多いというところでのご説明がありました。それから、児童生徒指導対策室を指導課に設置するというお話もありました。

武田委員。

武田委員 21ページの生涯学習推進課の元の項目の中に、松戸フューチャーセンターに関することというのが項目としてなくなるんですが、これは一定の役割を終えたというふうに考えた方がいいのか、それともほかのところに関連して、お役目を引き継いだというふうに考えた方がいいか。どちらなのかわちょっと説明をいただければと思います。

教育企画課長 松戸フューチャーセンターの件につきましては、委員ご指摘のとおり事業のほうの終結ということで、今回、事業のほうが終結したというところで業務分掌から削除したと伺っております。

伊藤委員 今回の改正については教育財務課と教育施設課の事務の概目は全く変わらなく、2つの課を生涯学習部から学校教育部に移すということだと理解していいのかというのが1点なんですけれども、事務分掌も見ると確かに生涯学習部のほうの課の数が学校教育部に比べて多いので、その辺、今回2つ移ることによってバランスもとれることになったのかなという、そういう受け止め方を私としてはしています。それからどういうことなのか1点よく分からないのは、今回新しく設置される児童生徒指導対策室が19ページの書き方によると、担当室のところにはなくて係のところにあるんですけれども、これは何か意味があるんでしょうか。

教育長職務代理者 ちょっと行政的な仕組みを含めて補足をご説明いただいたらありがたいんですが、21ページでいうと指導課の中にあった項目が室をつくられることによって、係でしょうか、室をつくられることによって、そこにほぼ文言変わらずに移動して別組織といいますか、指導課内の別の組織ができたということです。これがどういう意味なのかという、何を意味するのかというところについて。

教育企画課長。

教育企画課長 数点ご質疑をいただきましたが、まず、当初のところにつきましては、所管が生涯学習部から学校教育部に2課が移ることにつきましては、お

おむね大きな変更はございません。

あとバランスにつきましては、確かに委員おっしゃるとおり、生涯学習部と学校教育部の中での所管の部署の数のバランスというのは保たれるような形にはなりますが、それを第一義としてというよりは、概目の事務の内容が学校教育の部分について非常に多いということと、今回コロナとかいろいろ緊急事態のときにどうしても部をまたがるというところでの中身では、生涯学習部ではなく学校教育部直轄にしたほうが、より迅速な対応がとれるだろうということ等、様々業務内容を見て学校教育部に移管したほうが、より効果的な事務の推進ができるだろうということで、今回こういう形でやらせていただいたというところが大きな目的でございます。

それから児童生徒指導対策室につきましては、これまで指導課の中での事務対策の関係についても当然業務の中で行ってまいりましたが、各担当の職員がそれぞれ様々な業務を兼務している状態でもございましたので、特にいじめ関係につきましては長期にわたる課題、それから複雑なもの、それから何よりも学校で起きたときの初期対応が非常に重要だということで、より迅速に専門的に動ける職員をきちんと配置したほうがいいだろうということで、こちらのほうは指導課の中にこういった対策室ということで、ほぼ係のような形にはなりますが、専門にそれに携わる職員を、形をきちんと置こうということで、今回こういった形で指導課の中に設置をさせていただいたというところでございます。

これも今後、係位置の中でやっていけるのか、またはそれ以上格付をしていくのかとか、そういったことについては今後こういった業務を続けていきながら、その内容についても今後、検討をしていく課題の一つかなと考えておりますが、まずは専門の職員を置いて初期対応からきちんとやっていくというところで、強化をしていきたいというところが目的でやらせていただくというところでございます。

以上でございます。

伊藤委員 そうしますと私ちょっと最初お聞きしたときは、そういう対策室というのができるのであれば、当然何か室長さんがおられて一つの課に付随する室みたいな形で、何かそういう一つの組織ができるのかと思っていたんですが、今のご説明だとまだそこまでいきなり行かないで、取りあえず職員を専門の係にしてそれを対策室と呼ぶというふうに受け取れるんですけれども、それでよろしいのかどうか。

教育企画課長 一応室長というか課の中にありますので、課長が兼務という形になりますが、基本的にはその室の室長ということで管理職を当然専門として置く形になりますが、そうい

う形でまずは組織の中で、指導課の中で役割分担というか専門分野をつくっていくというところが、まず第一歩というところでご理解いただければというふうに思っています。

教育長職務代理者 今のお答えですと室長というのは係が独立する以上あると。兼務かどうかはともかく、あるということなので、今、伊藤委員のご質問からすると、もっとはっきりとした業務分掌に位置づけたというご説明ですね。

伊藤委員 そうすると対策室長というのはいない。

教育長職務代理者 室長というのか係長というのか、この対策室の責任者がいるかどうか。これについて。

教育企画課長。

教育企画課長 指導課の課長補佐が室長という形できちんと名目上、名目というか室長として置く形になっております。

伊藤委員 じゃ、いるわけですね。

教育企画課長 はい。

山形委員 山形です。

21ページの先ほどの指導課のところ、今回、下線はついていないんですけども、学校同和教育という表現がありまして初めて聞いた言葉で検索しました。差別撤廃という人権のことで、そのほうが分かりやすいというか、先ほどのお話の中でも今回、児童生徒指導対策室ができることも、いじめを未然に防ぐという、未然というところは、やっぱり人権教育の根本性みたいところが深く関わると思いました。1871年に同和教育という表現ができたそう、今の時代、これからの時代を見据えて今回はここが変わるとかそういうことではないんですが、今後、未然にいじめを予防していく中で人権教育というのが教育委員になってから私も年度ごとの人権教育をと言いながら、なかなかリーフレットを配付して、各学校でどのように具体的に人権について触れているかは各学校によって違うと思います。もっと大きく普遍的に伝えていかなきゃいけないことと思うと、ここの部分も少し表現を変えていくなど、時代に合ったものにしていくのも大切ではと思いました。もし児童生徒指導対策室が未然にというところでしたら、人権についての教育もより対策室のほうで何か問題が起こった子たちだけとか、問題が起こったケースだけにフォーカスするのだとしたら、指導課のほうで全人的に差別をしないことや、インクルーシブやダイバーシティというところを指導のところで力を入れてほしいなと思いました。これ質問というより意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

意見ですので私がまたコメントするところでもないんですが、同和という言葉の問題については、これはかなり歴史が深いので、関東地方にいとあまり認識しないんですが、やっぱりこの言葉をどう変えていくかというのは、大事なことだけに慎重な部分もあるかなということ、ちょっとざっくり人権みたいなのはちょっと違うようなことも何となく私は感じます。いろんな意見があります。今の意見も含めてご検討をとということ。

それで、今のところにも関連するんですけども、この室を独立させたということで先ほど教育企画課長のご説明でもいじめ問題をというご説明でした。ここにあるのは生徒指導に関することという表題です。この切り分けがある程度はつきりといじめと言われる問題、あるいはいじめに類した問題について、こういう室で担当するというふうにされたんでしょうか。それとも今ほどの人権につながるというような意味でいうと、もう少し広い分野をカバーするものなんでしょうか。ちょっと今後に向けて恐らく専門的な職員の配置というようなお話もありましたので、少し新しい室ですのでそこら辺の方向性についてどうでしょうか。ご説明いただける部分があれば。

指導課長。

指導課長 生徒指導全般ということになりますので、いじめを含めて生徒間同士の暴力も含めて、生徒指導全てにおいての対策になります。その中の一つとして、いじめも含まれているとご認識いただければと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

(発言の声あり)

教育長職務代理者 それでは、10年たちました2時46分ということでございますので、皆さんでしばし黙祷をささげたいと思います。ちょっと放送聞こえませんが、こちらでさせていただきます。ご起立をお願いいたします。

(黙祷)

教育長職務代理者 ご協力ありがとうございました。改めて思いを致したいというふうに思います。

さて今のお話ですが、そのようなご説明でございましたので、いじめもその中に含まれるというところで指導、いわゆる生徒指導に関する問題について担当されるということ。

教育長 先ほどの学校同和いいですか。

教育長職務代理者 同和の。

教育長、お願いします。

教育長 山形委員の付け加えのような形になると思います。学校同和教育というのは、これはもう独立したもので山形委員の説明にもあったように、現在でもというか関西のほうでは必ずどこの学校も、あるいは学校によってはこれを第一義に捉えて授業の中のメインの一つというふうに行っているところもあるくらいで、やっぱり出自による差別という、そういうことがいまだに残っているところがあります。この辺だとあまり感じないんですけども、現実的にそれが例えば結婚ですとか就職ですとか、そういうところでいまだにいろんな社会では影響があるということで、これは独立して扱うことがまだ続いておりますので、ご了解願います。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、今、児童生徒指導対策室のお話、それから教育財務、施設のお話、ポイントが幾つか出てきておりますが、そのほかどうでしょうか。機構の改革はそんなに毎年あることではありません。それぞれの意味といったものを踏まえて、ご理解が進んだということでしょうか。あるいは何か気になること、ご留意いただきたいというようなことがあれば。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 いいですか。

それでは、ほかはないようでございます。これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第50号

教育長職務代理者 続いて、議案第50号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 それでは、続きまして、議案第50号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」のご説明を申し上げます。

先ほど議案第49号にて趣旨及び概要をご説明させていただいたところですが、こちら議案第50号につきましても関連した改正となります。

24ページの議案第50号では、松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正するものでございます。

理由といたしましては、まず事務決裁規程になりますが、議案第49号の説明時にお話させていただきましてとおり、令和3年度に行われる組織再編におきまして、教育財務課、教育施設課が生涯学習部から学校教育部へ移管が行われることによるものでございます。

また、指導課内に児童生徒指導対策室の設置により、別表の決裁区分の学校教育部指導課の欄に生徒指導に関するものを追加いたしましたものでございます。

次に、26ページの公文書取扱規程につきましても、この組織再編に関係するものでございまして、まず第3条の文書取扱い事務に関する部分でございます。教育財務課の所管が生涯学習部から学校教育部に移管されること、文書記号に変更が生じるものでございます。

内容については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第50号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、ちょっと付随する議案ということで管理上、直さなければならないというところかなと思いますが、よろしいでしょうか。特にご質問、確認事項ありますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようでございますね。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第51号

教育長職務代理者 次に、議案第51号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課でございます。

議案第51号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり学校職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で他の模範とするに足りる者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。

つきましては29ページに名簿がございますが、多年にわたり校長・教頭として松戸市の教育振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

なお、それぞれ14名の校長先生方及び4名の教頭先生方のご功績等につきましては、その後の推薦調書に記載してございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第51号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

武田委員。

武田委員 すみません、素朴に質問なんですけれども、46ページの山内先生なんですけど、皆さん普通に教頭先生になられたらずっと教頭で終わられているのに、何で最後だけは教頭先生じゃないのかなというところがちょっと不思議だったんです。そういうこともあるんですか。

学務課長 46ページの山内先生が要するに教頭で退職ということがあるのかということですか。

(発言の声あり)

武田委員 ただの誤植ですか。

学務課長 失礼いたしました。経歴。そうですね、最後、松戸市立常盤平中学校教頭でございます。申し訳ございませんでした。

武田委員 いえいえ。

教育長職務代理者 後に残るものですので。

市場委員。

市場委員 同じような話かもしれませんが、38ページの川崎先生が平成39年からなっているんです。これも多分何か間違いだと思いますけれども。

教育長職務代理者 38ページの川崎先生の経歴の校長の就任時点が。

学務課長 誠に申し訳ございません。29年の4月1日でございます。失礼いたしました。

教育長職務代理者 29年から丸3年ですかね。4年間ですよ。今、訂正2か所ございました。何か気がつくところがあれば表彰に当たってですので、しっかりとみんなで目を通したいと思っております、ありますか。

武田委員。

武田委員 これに直接関係ないんですけども、校長先生の退職人数がすごく多く、こういう時期が来たのかなという感じで拝見していたんですが、お名前を見ていますと、教育委員会でも何度かお目にかかった先生方のお名前も見えるのですが、よく退職校長の先生方に今後いろいろな形で協力していただくというようなことをお聞きしますが、今ここで聞くことではないですかね。

教育長職務代理者 それはそれ、でもまだ……

教育長 それはまだ。

武田委員 まだ。すみません。

教育長職務代理者 この先生方がどうかということではなくて、様々なところで退職した校長先生が活躍されると。

教育長 全体的には。

教育長職務代理者 ということはお聞きしています。

教育長 5年ぐらい前からそれまでは家庭教育学級の先生方とか、あるいは子ども部の電話相談室の先生方とか、ある意味限られた先生方に市役所で元校長さん、元教頭さんに限らず力をいただいていたんですが、今はもう本当にここで言うのは多分漏れるくらいたくさんで三、四十人、元校長先生とか元教員の方に専門的な力を生かして手伝っていただいております。

武田委員 ちょっと先走ったことを言って失礼いたしました。

いろんな部分でマンパワーがすごく貴重なので、ぜひいろいろなところでお願いしたいなというふうに勝手な想像ですが思っております。

教育長職務代理者 そのほかよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 本当に長年のご苦勞に感謝を申し上げたいと思います。若い先生方にぜひ何でしょう、ノウハウということじゃちょっと言えないような伝承、コツをお伝えいただいて、今後もぜひ関わる機会があればいいなと望むところであります。

いいですか。ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等に移ります。

初めに、新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状についてでございます。生涯学習部長、お願いします。

生涯学習部長 私のほうから、まず社会教育施設についてのコロナ対策についてのご報告をさせていただきます。

ご案内のようにコロナの緊急事態宣言、これが3月21日までということで延びました。これに伴いまして当該私どもで管理しております施設につきましても、前回の会議でもご報告させていただきましたように、運営時間を基本は午後8時までという形での運営にしているものをそのまま継続しているところでございます。これにつきましてはこの宣言が解除されるまでの間は当面、今の形態で運営をしていくということを予定しているところでございます。

これに関連したそれぞれの事業でございますが、裏面のほうをご覧になっていただきたいんですけども、赤字で記載している部分については、また追加等と変更になった部分でございます。基本的には博物館のほうで行う予定でございました講演会等々については中止になるということ、そして、生涯学習推進課で実施をする予定でおります講座類につきましては、初心者向けの「スマホ講座」についてはそれぞれ実施していこうかなということ。そして、当初予定していた冬の青少年教室等々における講座については、4講座については中止いた

しますが、6講座については実施すると。このうち2つの講座につきましては、コロナを意識したZ o o m等による開催を計画しているというところになります。また、青年講座につきましてもZ o o m等による開催ということを予定しております。そして家庭教育学級につきましては、今度の3月20日及び23日に東北大学の川島教授による講演ということで、これは映像による講演になりますのでトータル5回、市民劇場のほうで開催する予定にしております。これについてはお時間があるときにでもご覧になっていただければというふうに思うところでございます。

また、社会教育課のほうで実施する予定というか、社会教育団体のほうで実施するイベントといたしましては、万作踊りのおさらい会といったものをこれも市民劇場になりますが、これは無観客で実施したんですけれども、これを今後ウェブ等で配信していくというようなことを計画しているところでございます。

大きな変更点については以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 学校教育部長です。

学校のほうですけれども、学年閉鎖の状況につきましては2月4日以降ですけれども、小学校が5校、中学校が8校、計13校が閉鎖という措置を取っております。ただし、この期間については2日ないし3日程度で閉鎖のほうは解除というところでございます。前回の報告では小・中合わせて合計21校でしたので、少しずつですけれども減少のほうに転じているという状況です。

コロナが理由で登校できていない児童・生徒数につきましても、小学校が19名、中学校が5名、前回の報告では小学校が34名、中学校が7名、合計41名という報告でしたので、この数についても減ってきているという状況です。

それから、タブレットの配付状況については順調にこちらのほうも進みまして、今月末には全ての小・中学校に対し、タブレット端末のほうの配付が終わるという状況になっております。

それから4点目としまして、資料のほうをお配りしましたが、3月4日付で保護者のほうに通知した内容の一部でございます。3月5日金曜日以降の教育活動についてというところで、まず、学校行事については従来どおりの感染症拡大防止措置を講じた上で、引き続き活動のほうは行っていくという内容で、それから、学習活動についても緊急事態宣言のほう

このとき延長が出されるということを含んで、緊急事態宣言が延長されたとしても、その中で対応というのは以前と変わりませんよと。ただし、緊急事態宣言中という表現を入れているということは、この宣言が解除されればこの辺は解除していきますというところはうたっております。

それから、休業日の部活動に関してですけれども、土日、休業日の部活動については感染症の拡大防止措置を十分講じた上で、休業日の部活動のほうを認めていきます、実施していきますという形で通知しております。特に中学生になりますけれども、土日ずっとやらないできました。そうすると結構やっぱり生徒指導上の問題であるとか、あるいは体力面で落ち込んでくるということも学校のほうから声が出てきていますので、この辺は地域の実態であるとか、あるいは校長先生の判断でという条件付ですけれども、くれぐれも先ほども申し上げたように感染の拡大防止の措置、予防措置を取った上でということで認めていくと。

それから卒業式・入学式については、このまま宣言が解除にならなくても実施していきますということをやっています。

それから学習活動については先ほど申しあげましたね。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

という状況の報告でございました。だんだんペースといいますか、感染の終息が見えないながらもペースをある程度つかんでいるので、その中でという対応が今進んでいるということでしょうか。

市場先生、いかがでしょうか。

市場委員 このところ下げ止まりということをやっていると申されておりますし、実際そうなんだと思いますが、子ども間ではあまり広がらないというのがこの1年間の一つの知見だと思います。そういうものを踏まえて、必要な教育活動というか子どもの活動、若い人の活動は、きちんとやっていかないといけないと思います。もちろん感染対策をしながら慎重にだけでも、少しずつやれることを増やしていかないといけない。バランスの問題だと思うので、感染対策だけやれば良いというものではないので、そのバランスを少しずつ手探りで、今、徐々に広げていただいている状況で、それは正しい方向だと個人的には思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問等ありますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

登校できていないお子さんが確実に減ってきている中でも、年度が終わるというところで4月から新年度が始まる中でまた不安定になるお子さんもいらっしゃると思います。タブレットが全校に配付される中で、ぜひそういうものを活用して在宅でも学びが止まらない配慮や、安心してつながれることを実践的にやってほしいです。広報まつど3月1日号にオンラインでもつながることで安心することができるという記事がありました。大人もオンラインは大切で、午前中に震災のチャリティーイベントにオンラインで参加をさせていただいたりしておりました。個別対応、個々にタブレットを持ち帰るとするのは難しいかもしれないのですが、できれば学校に行けない子に対して、そのような配慮ある行動や環境設置や、なかなか研究して一歩進むというのは難しいですが、実際やってみてどうだったかという検証のほうが進んでいくと思います。コロナが心配で通えないお子さんやもしくはもともと学校に通いづらい子も、新年度になってスタートダッシュで足が向ける子もいるかもしれないのですが、そういうところできめ細やかなサポートを今後ともよろしく願いいたします。意見です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 せんだってお伺いした件なんですけれども、家庭科の調理実習の件はどういうふうになりましたでしょうか。

学校教育部長 調理実習について来年度は実施していく方向で今のところ考えております。ただ、この辺についてはまだはっきりとは申し上げていないんです。一応そういった方向で検討をしております。

武田委員 コロナ禍ということで、やはり自炊の力というのは非常に大事になってくると思います。あと家にいる時間も長いのでいい機会ですから、ぜひ止めないでいただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

あとは変異株がまた子ども同士がどうかとかいろいろ出ているかと思えます。これも本当に科学的に対応を冷静に考えていくということで、特に学校教育は何かあれば関係者が多いのもありますし、社会教育施設も各種それぞれの特徴ある人の集まりといえますか、多数の

人が出入りするという意味ではありますから、予断は許さず、まだまだまたまた続くというところのコロナ対応かなというふうに思います。

じゃ、ご報告をいただいて以上でよろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、新型コロナウイルスに関する現状についてのご報告は終わりにいたします。

◎その他

教育長職務代理者 事務局からその他。はい、お願いいたします。

教育企画課長補佐 教育改革室です。よろしくお願いいたします。

前回のご審議で「学びの松戸モデル」をご審議いただき、またいろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見を基に検討をさせていただきまして、字句や表現等を精査し、修正をさせていただいております。例えば、基本理念の部分で言葉とつながりに関する部分を精査したりですとか、生涯学習の捉え方の部分で、家庭教育ですとか学校教育等の並び方などを修正させていただいております。

また、それ以外にも21ページの今後の推進体制の部分の表現、あるいは22ページ以降の用語集についても見やすくなるように、書き方等を変更させていただいております。

「学びの松戸モデル」に関しましては、市教委のホームページ等でも公開しておりますので、そちらのほうもご覧いただければと思います。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

もうホームページで公開しているということですので、またそちらもご覧ください。

そのほか事務局よろしいですね。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆さんから、そのほかにはよろしいですか。

(発言の声なし)

◎議案第52号から議案第54号並びに報告第6号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第52号「いじめ防止対策委員会からの答申に基づく市長への報告について」、議案第53号「令和2年度末松戸市立小中学校長の人事異動について」、議案第54号「令和2年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これらの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員と傍聴の方はご退席をお願いいたします。

議案第52号は、学校教育部長、学校教育部審議監、指導課長、指導課課長補佐、議案第53号と議案第54号は、学校教育部長、学校教育部審議監、学務課長、報告第6号は、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育企画課長、教育企画課課長補佐、指導課長、指導課課長補佐、以上でございます。その他の方は、退席をお願いいたします。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第52号から議案第54号については原案どおり決定し、報告第6号については承認されましたことを報告いたします。

本日本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和3年4月7日、水曜日、午前10時から、教育委員会5階会議室で開催してはどうでしょうか。

皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和3年4月定例教育委員会会議は、令和3年4月7日水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和3年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後 4時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員